

# YOU優だより



今月の担当  
美 山本 恵  
専門 介護支援士

介護保険制度改正に伴い、昨年4月より介護予防の視点（状態が悪化しない）が重視され、「自分でできることは自分で行い、困難な部分について支援を受け、自立した生活を旨す」ということをポイントに介護保険は再スタートしました。それに伴い、住宅改修申請についての変更点などを以前お知らせしましたが、今回はその他のサービスについて紹介します。

## 訪問介護

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、身体介護（食事・排泄・

入浴の支援 起床・就寝・服薬・通院などの支援）や生活援助（部屋の掃除や洗濯 食事の準備や調理 生活必需品の買い物など）を行います。基本的に利用者の方が身体的に行なうことが難しい部分について支援していきます。

また生活援助については家族の方の協力についても助案し、支援する内容を決定します。すなわち、皆が同じ内容のサービスを受けられるわけではありません。料金はサービスの内容と時間によって設定されています。

## 通所介護

デイサービスと言われるもの。日帰りで入浴や食事、体操やレクリエーションなどを行います。送迎

などを行います。送迎

サービスも含まれています。料金は介護度によって設定されています。

## 短期入所生活介護

ショートステイと言われているものです。短期間、施設などに宿泊（利用者の都合によっては日帰りでも可能）して介護などを受けることができます。料金は介護度・部屋タイプにより設定されています。

送迎を希望される方には別料金で対応してもらえます。

## 訪問リハビリテーション

作業療法士・理学療法士・言語療法士など専門職が家庭に訪問しリハビリを行います。料金は時間で設定されています。

## 福祉用具貸与

貸出料の1割を負担して以下の12種類の福祉用具を借りることが出来ます。

車椅子・車椅子付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり（取り付け工事不要のもの）・スロープ（取り付け工事不要のもの）・歩行器・歩行補助杖・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト（つり具を除く）。

貸出料は用具の種類や事業所によって異なります。また介護度により、利用できない用具もあります。

## 福祉用具の購入

排泄や入浴など貸与のなじまない以下の5種類の福祉用具を費用の1割で購入できます。

腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分。購入する際は指定事業所のみが対象となり、同一年度（4月～翌年3月）につき10万円を限度額とします。購入する際は、事業所にいつ

たん全額を支払い、領収書などを添えて役場窓口申請すると、限度額内の9割分が戻ります。

以上が幌延町で受けることができる介護保険サービスです。

サービスを利用するためには、まず介護保険申請を行い認定調査を受け、要介護状態と認定を受けることが必須です。

現在の健康状態から、生活の中で困っていることがあるが介護保険の該当になるだろうか？介護保険サービスを利用してみたいのだが…という方は、まず在宅介護支援センター（5 1790）までご連絡ください。

